

News Release

令和4年2月22日
農 林 水 産 部

湊浜漁港で放置艇の監督処分を行います

概要

第2種湊浜漁港で、放置艇1隻の監督処分に係る措置（水域からの撤去移動）を予定しています。

1 予定日時

3月1日（火）午前8時00分から正午まで

2 場 所

唐津市湊町地内（第2種湊浜漁港3号防波堤から漁船修理場用地に移動）

3 内 容

現在、所有者の所在が不明である放置艇1隻に対し、唐津市は2月28日（月）を期限として、所有者自身による撤去を求める「監督処分に係る措置」の公告を行っています。期限までに所有者が撤去しない場合には、漁港管理者である唐津市が所有者に代わって放置艇を水域から陸上へ撤去移動させます。

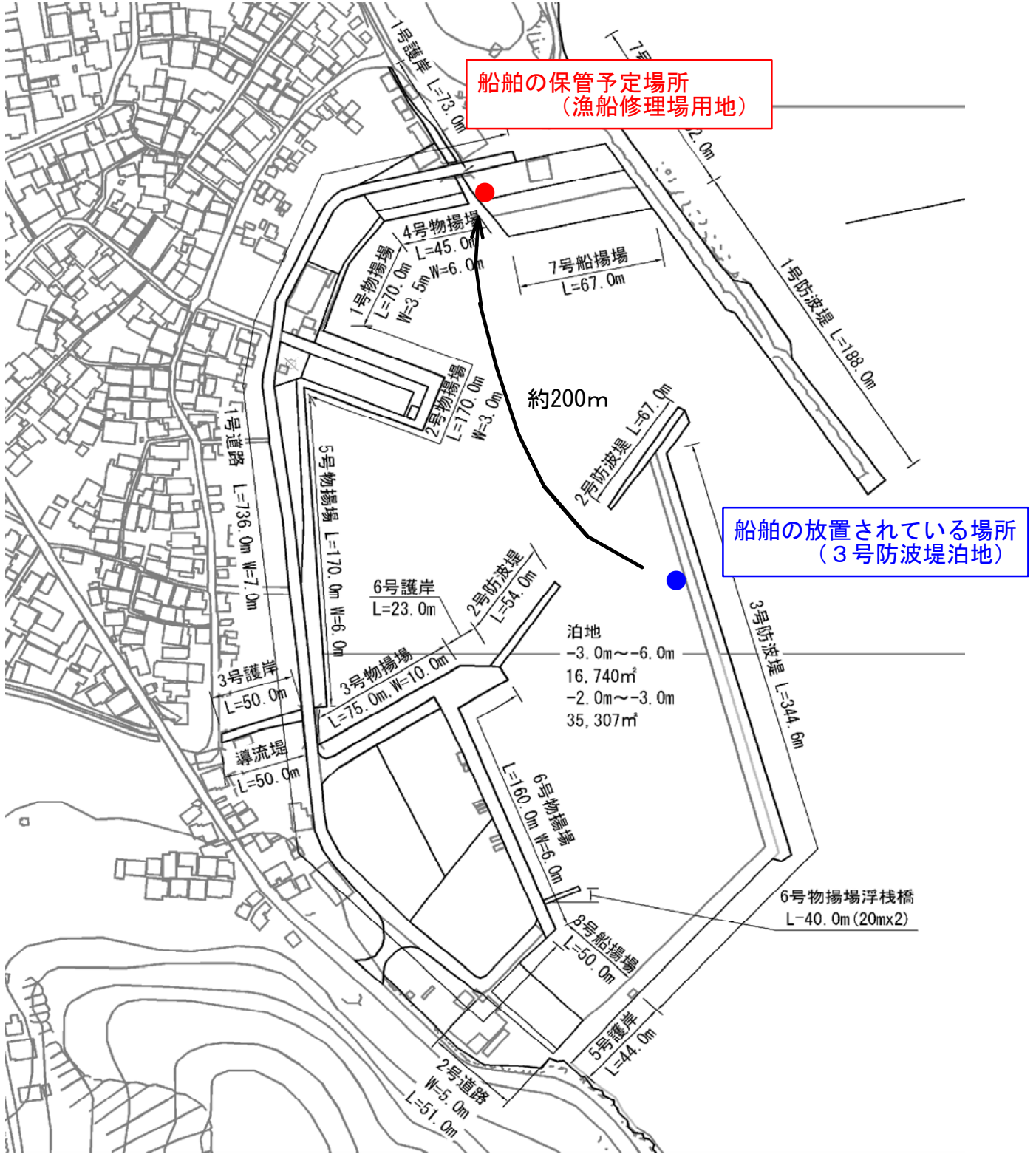
（本件の問い合わせ先）

農林水産部水産課

担当：木塚

電話：直通72-9130（内線2431）

船舶の撤去平面図 (第2種湊浜漁港)



放置艇写真



01放置艇(北側より)



02放置艇(南側より)



03物件の保管予定箇所